

事業者のみなさん

準備はまだまだ先？

いいえ そろそろスタートです！

平成31年10月1日から、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」を対象に消費税の「軽減税率制度」が実施されます。

軽減税率制度は、飲食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、全ての事業者の方に関係のある制度です。

準備に向けた第一歩として、制度を知ることから始めませんか？

【日時】 平成 29 年 9 月 21 日 (木) 10 時 00 分～11 時 30 分
13 時 30 分～15 時 00 分

【会場】 宮古島税務署 2階会議室
(宮古島市平良字東仲宗根 807 番地の 7)

【講師】 沖縄国税事務所 間税課 軽減税率制度係

※ どなたでもご参加いただけますが、会場の収容人数に限りがありますので、事前予約をお願いします。

問合せ先	沖縄国税事務所	間税課 軽減税率制度係
	TEL098-867-3601 (内 443) (担当) 安森・山城	

軽減税率制度についての詳しい情報については、
国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 内の
特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。